

平成28年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年3月7日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第45号 村上市消費生活センター条例制定について
議第46号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
議第47号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第48号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議第49号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第50号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第51号 村上市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議第65号 平成27年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議第66号 平成27年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議第67号 平成27年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議第 7号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 8号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 9号 平成28年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員(7名)
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 小林重平君 | 2番 | 長谷川孝君 |
| 4番 | 大滝久志君 | 5番 | 木村貞雄君 |
| 6番 | 小池晃君 | 8番 | 板垣千代子君 |
| 9番 | 本間清人君 | | |
- 5 欠席委員(1名)
- | | |
|----|-------|
| 3番 | 相馬エイ君 |
|----|-------|
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 渡辺昌君 | 川村敏晴君 | 竹内喜代嗣君 |
| 大滝国吉君 | 山田勉君 | 片野鉄雄君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
- 議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
- なし
- 9 説明のため出席した者
- 副市長 鈴木源左衛門君

税 務 課 長	加 藤 良 成 君
同課収納対策室長	川 崎 光 一 君 (課長補佐)
同課保険税係副参事	前 川 龍 也 君 (係長)
市 民 課 長	尾 方 貞 一 君
同課生活人権室副参事	遠 山 伸 弘 君
環 境 課 長	中 山 明 君
同課生活環境室長	東海林 豊 君 (課長補佐)
同課新エネルギー推進室長	田 中 章 穂 君 (課長補佐)
保 健 医 療 課 長	菅 原 順 子 君
同 課 国 保 室 長	長谷部 俊 一 君 (課長補佐)
同 課 国 保 室 係 長	東 敏 之 君
同課健康支援室長	佐 藤 るり子 君 (課長補佐)
介 護 高 齢 課 長	富 樫 孝 平 君
同課高齢福祉係長	加 藤 誠 一 君
同課介護保険室長	大 滝 慈 光 君 (課長補佐)
同課介護保険室係長	志 田 淳 一 君
同課地域包括支援センター長	大 滝 きくみ 君 (副参事)
福 祉 課 長	長 研 一 君
同課福祉政策室長	木 村 静 子 君 (課長補佐)
同課子育て支援室長	大 滝 敏 文 君 (課長補佐)
同課子育て支援室係長	長谷部 淳 君

10 議会事務局職員

局 長	田 邊 覚
書 記	百 武 美 奈

(午前9時58分)

委員長 (本間清人君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

日程第1 議第45号 村上市消費生活センター条例制定についてを議題とし、担当課長 (市民課長 尾方貞一君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長 おはようございます。それでは、議第45号 村上市消費生活センター条例の制定についてご説明を申し上げます。次のページの村上市消費生活センター条例をごらんい

ただきたいと思う。これまで消費生活センターについては、要綱によって設置されてきていたが、消費者安全法が平成 26 年 6 月に一部改正されて、この 4 月 1 日から施行されることに伴って、同法の第 10 条の 2 において消費生活センターの組織及び運営に関する事項等については、条例で定めなければならないとされたことによって新たに制定するものである。第 1 条は、消費者安全法の規定に基づき、村上市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるという条例の趣旨である。第 2 条から第 7 条については、消費者安全法の規定によって条例で定めなければならない内容を規定したものである。第 2 条は、センターの名称及び住所並びに相談等の日時を公示しなければならないこと、第 3 条は職員の配置に関する事、第 4 条から第 6 条までについては、消費生活相談員について、有資格の消費生活相談員の配置、人材及び処遇の確保、並びに研修機会の確保について規定したものである。第 7 条は、相談等によって得た情報について、適正な安全管理をしなければならないことを定めている。以上、消費者安全法の一部改正によって、条例で規定しなければならないこととされたことについて、消費者庁のほうから示された改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドラインに基づいて条例の制定をするものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第 45 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 2

議第 46 号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 長 研一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長

それでは、議第 46 号を説明させていただく。村上市学童保育条例の一部を改正する条例制定である。こちらのほう皆様ご存じのとおりであるが、保内学童保育所建設中であって、こちらのほう 70 人定員ということで現在工事を行っている。建物のほうは、大体もうでき上がったところであるので、予定どおりということで考えている。こちらについて、70 人の定員ということで変更させていただくことと、また下鍛冶屋という町名について若干誤りあったので、こちらのほうちょっと訂正させていただくようなものである。新旧対照表のほうは、103Pのほうにつけているので、

ごらんになっていただければと思う。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 46 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 47 号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第 47 号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてである。改正内容については、介護保険法の一部が改正されたことによって、介護予防サービスのうち介護予防通所介護、デイサービスであるが、介護予防・日常生活総合事業に移行されたことに伴い、市のデイサービスセンターにおいて実施する事業、利用対象者等について改正するものである。また、あわせて文言の整理を行うものである。新旧対照表で説明いたす。104Pをお開きいただきたいと思う。第3条、名称及び位置についてであるが、きわなみ荘、新きわなみ荘の位置について、財産台帳の確認により地番を照合したところ、一致していないということが判明したので改めるものである。それから、第4条、センターで行う事業についてであるが、これまで介護予防通所介護は居宅要支援者に限りサービスなど全国一律の基準により提供してきたが、現行の通所介護相当と多様なサービスが第1号通所事業として位置づけられたことにより、事業名を介護予防通所介護から第1号通所事業に改めるものである。次、第5条であるが、利用対象者であるが、これまで要介護者と要支援者に新たに基本チェックリストに該当された方も対象となることから、居宅要支援被保険者等を追加するものである。第7条については、利用料についてであるが、事業名が変更になったということで改めるものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 47 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 4 議第 48 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第 48 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてである。改正内容については、認知症施策の推進に当たり、地域支援事業を活用し、平成 29 年度から取り組むこととしていたが、認知症の増加や家族の負担などを考慮し、早目に取り組むことが必要なことから、当初予定より 1 年早め、平成 28 年度から取り組むため、改正を行うものである。新旧対照表 106P お願いいたす。附則の第 15 条だが、平成 28 年 3 月 31 日までの間に行わず、その翌日から行うものとするというふうに改めるものである。平成 28 年度の予定事業であるが、認知症推進員研修会あるいは認知症サポート養成講座パンフレットの購入、徘徊時の対応するために靴に張るステッカーなど、そういったものを予定している。以上だ。

(質疑)

長谷川 孝 今認知症の増加ということを課長言われたのだけれども、ここ数年どういような形で推移しているか、教えてくれるか。

介護高齢課長 4 月であるけれども、平成 27 年 4 月、認定者数が 3,850 人、それに対して認知症の方 2,600 人、率にすれば 67.5%であるし、10 月現在、認定者数が 3,934 人、認知症の方が 2,666 人と 67.8%になる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 48 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 5 議第 49 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第 49 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。改正内容については、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置が新たに義務づけられたことにより、所要の改正を行うものである。また、あわせて文言の整理を行うものである。新旧対照表で説明いたす。107P、8Pをお開きください。第30条第2項、それから第54条第2項であるが、文言の整理を行うものである。「章」を「節」に改めるものである。続いて、78条、地域との連携等についてであるが、第1項については、利用者、家族、地域住民の代表、市町村の職員または地域包括支援センター職員、知見を有する者などにより構成する運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催することについて規定している。第2項であるが、運営推進会議を記録し、公表しなければならないというふうに規定している。続いて、第5項であるが、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、サービスを提供する場合には居住者以外の者に対してもサービス提供に努めるよう規定したものである。これについては、サービス高齢者住宅等が考えられる。それから、第79条第2項第6号、記録の整備についてであるが、これについては運営推進会議について記録することから規定したものである。以上である。

(質 疑)

木村 貞雄 この入所者を選定する会議の関係でお聞きするのだけれども、ここに地域包括支援センターの職員とか知見を有する、今までも入所とかにかかわる委員あるのだけれども、大体そのような人数なのか、人数的には。

介護高齢課長 メンバー構成については、これまでどおり変わっていない。同じだ。

木村 貞雄 終わる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第49号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第50号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 富樫孝平君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第50号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。改正内容に

については、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置が新たに義務づけられたことにより所要の改正を行うものである。また、あわせて文言の整理を行うものである。新旧対照表で説明いたす。109Pからお開きいただきたいと思う。第5条第4項中であるが、条例第13号が14号ということで誤りがあったので、改めるものである。次に、39条であるが、地域との連携についてであるが、第1項について利用者、家族、地域住民の代表、市町村の職員または地域包括支援センターの職員、知見を有する者などにより構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催するというふうに規定している。続いて、第2項であるが、これも運営推進会議を記録し、公表しなければならないというふうに規定したものである。第5項については、事業の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合には、居住者以外の者に対してサービス提供に努めるように規定したものである。次に、第40条第2項第6号、記録の整備についてだが、運営推進会議について記録することが規定されたことから規定するものである。次に、第62条から第86条までの改正は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護についてだが、介護予防認知症対応型については、地域との連携、記録の整備について規定したことから、準用する規定に改めるものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第50号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第51号 村上市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 尾方貞一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長 それでは、議第51号 村上市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。条例の一部改正については、新旧対照表が提出されているので、115Pをごらんいただきたいと思う。JR岩船町駅利用者のために現在整備を進めている岩船町駅前自転車等駐車場について、新築の工事完了後の5月2日か

ら自転車等駐車場として供用を開始いたして維持管理を行うために、村上市自転車等駐車場条例に岩船町駅前自転車等駐車場として、名称及び位置を加えるものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 51 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8 議第 65 号 平成 27 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 菅原順子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第 65 号 平成 27 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算について、よろしくお願ひいたす。歳入歳出の総額にそれぞれ 5,430 万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を 81 億 8,500 万円にするものだ。7 P、8 Pをお開きください。歳入だが、4 款 2 項 1 目、説明欄 1、特別調整交付金 3,448 万円計上いたした。これは、村上市国保の経営姿勢が良好と認められたために、追加交付となるものだ。9 款 1 項 2 目、説明欄 1、保険財政共同安定化事業交付金 1,924 万 8,000 円を計上いたした。これは、事業費が確定したことから、事業に係る歳入歳出を補正するものだ。11 款 1 項 1 目一般会計繰入金に職員給与費等繰入金を 57 万 2,000 円計上いたした。9 P、10 Pをごらんください。歳出だが、1 款 1 項 1 目、説明欄 1、一般管理職員人件費だが、57 万 2,000 円計上いたした。人件費の調整となる。2 款保険給付費だが、7,948 万円を計上いたした。これは、1 月末の執行状況から不足が見込まれるために追加するものだ。7 款 1 項 2 目保険財政共同安定化事業拠出金 2,581 万 1,000 円の減額だ。これは、事業費確定により補正するものだ。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

竹内喜代嗣 国民健康保険税の滞納状況についてお聞かせ願ひたいので、後でペーパーでもらえればありがたいのだが。大体でいいけれども、どうなのだろうか。当初よりもふえて

いるだろうか。大体 18%ぐらいの滞納状況で、加入者の、だったような気がするのだけれども。

税務 課長 現年度分については、昨年度よりも1月末の時点になるけれども、徴収率が上がっているということだ。そういったことで、我々一生懸命やっているということで、できるだけ5月の末のあれに、出納閉鎖についても前年度を上回る形でやって、徴収をしているということだ。以上だ。

竹内喜代嗣 委員長、後で個人的に資料願う。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 65 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第 66 号 平成 27 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、

担当課長（保健医療課長 菅原順子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

保健医療課長 議第 66 号 平成 27 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算について、よろしくお願ひいたす。歳入歳出の総額にそれぞれ 20 万円を追加し、予算総額を 6 億 3,800 万円とするものだ。7 P、8 Pをお開きください。歳入においては、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金だが、職員給与分 13 万 2,000 円を計上いたした。これは、人件費の調整になる。事務費繰入金 12 万 2,000 円の減額だ。これは、前年度繰越金の計上による。4 款 1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 14 万 5,000 円を計上いたした。5 款 3 項 1 目雑入 4 万 5,000 円計上した。これは、後期高齢者医療広域連合からの補助金で健康診査事業委託料が補助対象となり、追加となった。9 P、10 Pをごらんください。歳出においては、1 款 1 項 1 目、説明欄 1、一般管理職員人件費 13 万 2,000 円計上いたした。3 款 1 項 1 目、説明欄 1、保険事業経費 4 万 5,000 円計上した。健康診査事業委託料を追加ということだ。以上だ。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 66 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第67号 平成27年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 富樫孝平君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第67号 平成27年度村上市介護保険特別会計の補正予算(第4号)について説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,380万円を追加し、予算の規模を74億9,060万円にしようとするものである。7、8Pをごらんいただきたいと思う。歳入では、第4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金だが、保険給付費の補正により負担割合に応じて1,549万2,000円を計上いたしました。次に、第2項1目の調整交付金だが、同じく保険給付費の補正により578万7,000円を計上いたしました。第2目地域支援事業交付金(介護予防事業)であるが、給与改定等に伴う職員人件費の調整により負担割合に応じて3万4,000円を、3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)だが、同じく15万9,000円を計上いたしました。次に、第5款支払基金交付金であるが、1項1目だが、保険給付費の補正により2,168万8,000円を追加いたしました。2目地域支援事業支援交付金だが、職員人件費の調整により3万8,000円を計上いたしました。第6款県支出金、1項1目介護給付費負担金だが、保険給付費の補正により968万3,000円を計上いたしました。第2項1目地域支援事業交付金(介護予防事業)であるが、職員人件費の調整により1万7,000円、それから第2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)だが、同じく職員人件費の調整ということで8万円を計上いたしました。第8款繰入金であるが、1項1目介護給付費繰入金だが、保険給付費の補正により968万3,000円を、2目、3目、4目繰入金については、職員人件費の調整によりそれぞれ計上いたしました。次に、歳出のほうだが、9、10Pをお開きいただきたいと思う。第1款総務費109万2,000円だが、給与改定等に伴う職員人件費の調整である。第2款保険給付費7,746万円だが、これまでの実績をもとに今後不足が見込まれることから補正をお願いするものである。1項5目施設介護サービス給付費3,503万円、9目居宅介護サービス計画給付費1,640万円、2項3目地域密着型介護予防サービス給付費80万円、7目介護予防サービス計画給付費100万円、3項1目審査支払手数料13万円を計上いたしました。それから、11、12Pをお開きいただきたいと思う。4項1目高額介護サービス費210万円、6項1目特定入所者介護サービス費2,200万を計上いたしました。第3款地域支援事業費54万3,000円だが、いずれも給与改定等に伴う職員人件費の調整である。13、14Pをお願いいたします。第4款基金積立金、マイナス1,524万5,000円だが、介護給付費地域支援事業の財源充当のため減額するものである。以上だ。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 67 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 11 議第 7 号 平成 28 年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 菅原順子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

保健医療課長 それでは、平成 28 年度村上市国民健康保険特別会計予算お願いいたす。歳入歳出の総額は、それぞれ 78 億 3,700 万円とするものだ。278P、279Pをお開きください。歳入についてだが、1 款国民健康保険税が 11 億 9,432 万 9,000 円で、前年度と比べると 1 億 658 万円の減額となっている。これは、保険者数の減少や 2 割、5 割軽減の所得基準額の見直しによる軽減対象者の拡大等により、前年度と比較して減額になっている。280P、281Pをごらんください。5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金だが、2 億 6,685 万 7,000 円で、昨年と比べて 1 億 881 万 4,000 円の減額になっている。これは、退職者医療制度の廃止により、平成 27 年度以降は新規該当者が見込めないため、この交付金が減少となっている。6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金だが、18 億 152 万 3,000 円で、昨年と比べると 1 億 5,464 万 6,000 円の減になっている。これは、65 歳から 74 歳の前期高齢者について、国保と被用者保険で加入者割合が偏在しているために調整するための交付金だが、これは前々年度の精算を含むため、平成 26 年度では確定額が交付額より下回ったため、前年度を下回る交付金見込みとなった。282P、283Pお願いいたす。9 款共同事業交付金だが、18 億 533 万 8,000 円で 6,287 万 8,000 円の増額となっている。これは、高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付される交付金だ。高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える部分、保健財政共同安定化事業交付金は 8 万から 80 万円までの部分の 100 分の 59 が交付される。288P、289Pをごらんください。歳出になるが、2 款保険給付費だが、48 億 7,889 万 5,000 円で、4,525 万 7,000 円の減額になっている。これは、平成 26 年までの医療費の実績と平成 27 年度決算見込み及び被保険者数の推移見込みを参考に積算している。292P、293Pをお願いする。3 款 1 項だけれども、後期高齢者支援金等だが、7 億 7,532 万 5,000 円で、6,106 万 6,000 円の減額となっている。これは、前々年度の精算を含むために平成 26 年度の確定額が納付額を下回ったため、前年度を下回る支援金額見込みとなった。294P、295Pをごらんください。6 款 1 項 1 目介護納付金だが、2 億 6,006 万 2,000 円で 3,086 万 9,000 円の減額になっている。これは、介護の 2 号被保険者数が減少傾向にあるために、納付金額も減少となっている。8 款 1 項 1 目保健事業費だが、7,744 万 4,000 円を計上いたし

た。これは、特定健診委託料 3,504 万 1,000 円、人間ドック健診事業委託料 1,000 万円計上いたした。また、医療費分析・重症化予防事業委託料 670 万 4,000 円を計上いたした。以上だ。

(質 疑)

長谷川 孝 ちょっと雑駁な話なのだが、国民健康保険税の歳入が 1 億ぐらい減っているのに、ここ数年値上げとかしていないような状況なのだけれども、その内容について、努力項目とかも含めてちょっと教えていただきたい。

保健医療課長 平成 25 年、平成 26 年、平成 27 年と、先ほども補正のほうでお話ししたけれども、経営良好ということで追加の交付金をいただいたり、あと精神障がいの方の医療費がかなりの割合が高いと交付される交付金とかもある。そういうことで、頑張ったところに交付されるというお金が毎年入ってくるが多くなっている。

長谷川 孝 では、課長、経営良好ということは、しばらく保険料の値上げとかというのは考えなくてもいいというふうに思っているわけか。

保健医療課長 今のところ保険税を上げるとか、そういう話は担当課では話し合っていない。

[委員外議員]

竹内喜代嗣 国民健康保険税の収入が少なくなったというのは、私思うに自営業の人とか、特に農家の人が大幅に一昨年度米価暴落で収入所得が減っているかということなのだと思うのだが、2割、5割の軽減の仕組みを変えたというふうに聞こえたのだけれども、これは具体的にはどういうことなのだろうか。

税務 課長 今確かに所得というのだろうか、基準の所得金額も今委員がおっしゃったように、市民税の関係で我々も積算する際に減少しているというようなことで、全体的には下落というのだろうか、市の全体のそういった所得金額が落ちていると、こういったのも一、二ある。それから、今ほど言ったように、5割、2割の軽減者が当然対象者数がふえてきているので、そういった中で入ってくる、該当すると、そういった方々の税収が減ることになる。減った分、これは国のほうからその分が補填されてくるというような仕組みになっているので、全体的には2割、5割の軽減者がふえてくるということになると、当然その分税収が減ってくると、こういうことになる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第7号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 12 議第 8 号 平成 28 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保険医療課長 菅原順子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 議第8号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計予算、よろしく願いいたす。歳入歳出の総額は、それぞれ6億1,800万円とするものだ。歳入についてだが、312P、313Pをごらんください。1款後期高齢者医療保険料が4億446万3,000円で、1,344万9,000円の減額になっている。これは、平成26年度に低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の見直しがされたためだ。3款1項1目一般会計繰入金2億954万1,000円を計上いたした。保険基盤安定繰入金は、1億9,667万4,000円で、これは低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市で補填する制度で、負担割合は県が4分の3、市が4分の1となっている。歳出だが、314P、315Pをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、6億113万8,000円を計上いたした。3款1項1目保健事業費だが、314万7,000円を計上いたした。これの内訳だが、湯つくり・湯つたり事業委託料181万1,000円、湯つたり塾業務委託料128万4,000円を計上いたした。以上だ。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第9号 平成28年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第9号 平成28年度村上市介護保険特別会計予算についてでご説明いたす。歳入歳出予算の総額は、それぞれ74億7,800万円を計上するものである。対前年度比4%の増である。329、330Pをごらんいただきたいと思う。歳入の主なものであるが、第1款保険料で13億9,218万円を計上いたした。0.3%の増である。第4款国庫支出金では、介護給付費負担金、介護保険調整交付金、地域支援事業交付金で18億986万6,000円を計上いたした。2%の増である。第5款支払基金交付金では、331、332Pの介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金で20億121万6,000円を計上いたした。3.9%の増である。続いて、第6款県支出金であるが、介護給付費県負担金、地域支援事業交付金で10億7,255万4,000円を計上いたした。対前年度比が4.2%の増である。次に、第8款繰入金であるが、一般会計繰入金、基

金繰入金で 11 億 9,379 万 2,000 円を計上いたしました。対前年度比 12.3%の増である。次に、歳出の主なものについてご説明いたします。335、336 Pをごらんいただきたいと思う。第 1 款総務費、1 項 1 目の一般管理費では、職員人件費のほか、第 7 期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料として 165 万円を計上している。次に、337 P、338 P お願いいたします。第 2 款保険給付費では、平成 26 年度の決算額及び平成 27 年度の決算見込みをもとに推計して 70 億 2,602 万 1,000 円を計上した。2.9%の増である。P 341、342 お願いいたします。2 項介護予防サービス等諸費であるが、1 億 572 万 9,000 円を計上いたしました。対前年度比マイナス 37.5%である。この要因については、平成 28 年度から新しい介護予防・日常生活総合事業に取り組むことから、要支援者が利用する通所介護、訪問介護が介護予防給付費から地域支援事業に移行したことから、1 目介護予防サービス給付費 8,100 万円、対前年度比マイナス 42.2%、同じく 7 目介護予防サービス計画給付費についても 1,152 万 6,000 円でマイナス 39.3%となっている。次に、3 項その他諸費であるが、343 P、344 P お願いするが、1 目の審査支払手数料 385 万円、対前年度比マイナス 27.4%である。理由については、国保連合会に支払う審査支払手数料が平成 28 年度から 60 円から 40 円に引き下げられるということによるものである。次に、345 P、346 P お願いいたします。第 3 款地域支援事業費 2 億 4,876 万 8,000 円を計上いたしました。対前年度比 62.6%の増である。2 款保険給付費でもご説明いたしましたが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に平成 28 年度から取り組むことによって、各項、目の名称を変更している。1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 6,279 万 2,000 円だが、要支援 1、2 の方のこれまでの介護予防の訪問介護、通所介護が元気応援訪問サービス事業費負担金 1,650 万円に、それから元気応援通所サービス事業費負担金で 3,700 万円にそれぞれ名称を変更して計上している。次に、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 3,178 万 4,000 円だが、職員の人件費と介護支援専門員報酬のほか、それから 347、348 P をお願いいたします。介護予防ケアマネジメント負担金 980 万円だが、介護予防サービス計画給付費から振り替えたものである。第 2 項 1 目一般介護予防事業費 2,660 万 7,000 円だが、説明欄 1 の介護予防把握事業経費 811 万 3,000 円、2 の介護予防普及啓発事業経費 1,668 万 2,000 円、3 の地域介護予防活動支援事業経費の通所型介護予防事業委託料 146 万 9,000 円だが、新たなサービスの一つとして、住みなれた地域で生活支援や介護予防を行う通いの場を設置し、週 1 回から 2 回程度、一日高齢者がそこで過ごす拠点を今年度はモデル事業として 2 地区に設置するため、計上している。4 の地域リハビリテーション活動支援事業経費 21 万 6,000 円だが、新たな事業であるが、理学療法士、作業療法士などを活用して、介護予防の取り組みを機能強化するための経費である。次に、349、350 P であるが、3 項包括的支援事業・任意事業費であるが、1 目総合相談事業費 2,237 万 3,000 円は職員人件費である。2 目権利擁護事業費 198 万 7,000 円だが、成年後見報酬助成費を計上している。3 目

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 1,643 万 3,000 円だが、人件費である。次に、351P、352P、4目在宅医療・介護連携推進事業費 39 万 9,000 円だが、トキネットシステムの運用に係る経費を計上している。5目生活支援体制整備事業費 2,267 万 5,000 円だが、職員人件費のほか生活支援サービス等を提供するため、支え合いの地域づくりを進める場として生活支援介護予防の困り事などを協議する協議体の設置、それから地域支援支え合い推進員として生活支援コーディネーターを平成 29 年度に設置できるよう研修費用などを計上している。6目認知症総合支援事業費 78 万 3,000 円だが、認知症カフェの開催、それから認知症サポーター養成講座の開催、認知症ケアパスサポートガイドであるけれども、その作成、認知症の方が徘徊したときに対応できるようにステッカーの作成、これも計上している。それから、専門員が認知症が疑われる人や認知症の人を訪問して自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの設置のためのサポート医、保健師、看護師の研修費用などを計上している。7目地域ケア会議推進事業費 53 万 9,000 円だが、個別の要介護者の課題解決のための地域ケア会議費用について計上している。8目の任意事業 6,224 万 8,000 円であるが、新たな取り組みとして、認知症対応型共同生活介護、グループホームであるけれども、利用者負担軽減助成金 1,476 万円を計上している。これについては、介護施設特別養護老人ホーム、それから老健、療養型 3 施設あるけれども、そのほか短期入所した場合、食費居住費等について利用者の所得に応じて負担限度額認定制度があるが、しかしグループホームに入居した場合、食費、居住費が全額個人負担となっている。また、グループホーム入居者の半数が市民税課税となっていて、低所得者には使いにくい状況となっている。そのため、食費、居住費等に係る一部を助成するものである。この費用の財源は、新しい総合事業に移行することから、地域支援事業として実施するものである。対象者であるけれども、市民税世帯全員が非課税であるということで、3段階で考えている。1段階目の方は、老齢福祉年金受給者の方に対しては、3万円を限度に3万円を支給するということである。それから、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下の方に対しては、2万円限度として支給いたす。それから、課税年金収入額合計所得金額の合計が 80 万を超える方については月 1万円ということで、今現在 71 名の方が対象になる予定である。説明は以上である。

(質 疑)

長谷川 孝

第 6 次介護保険事業計画の中では、今までどおり特養とかの施設に関しては現状のままということで、グループホームを 3 ユニットつくとかという話で、今一部の食事等の補助というような話も出たけれども、現在の認知症が増加していく段階において、今のまま特養とか、それからグループホームと若干ずつふやしていった中で運営上はどうなのかということと、それから介護保険自体の財政状況は今後どうな

っていくのかということをお教えしてもらえますか。

介護高齢課長 今回第6期では、4ユニットグループホームを計画している。それから、保険料については、県内でも下から2番目か3番目ぐらいで据え置きしたということであって、それで今現在基金の保有が今回補正をお願いして、今年度末で4億9,600万ぐらいあると、第6期の取り崩しが3億円取り崩し予定しているので、まず2億円程度残るだろうということで、それを次のとき、第7期になるけれども、そこに全額使うというようなことで考えている。

長谷川 孝 それで、先ほど食事、グループホームの80万円とかの方以上が1万円とかという話あったよね。3万円ということでも、たしかグループホーム入ると十二、三万かかるのではないと思う。そうすると、特別養護老人ホームに入りたい人がシフトしてそちらのほうに行くといっても非常に厳しいような状態、10万円ぐらいやっぱり必要だということになるよね。もう少し何とか補助できないものかというのがあるのだが、ということはやはりある程度施設大きい、大規模な施設をふやすわけにはいかない、それでできれば在宅介護を強化していくというのが一番いいのだけれども、そういうわけにもいかない人は中にはいるわけだ。もう少し予算づけできないものかということをお考えしてもらいたいのだが、いかがなものか。

介護高齢課長 市内のグループホームの入居費用であるけれども、6万3,000円から10万5,000円である、まず。みんな同じではないわけであるけれども、部屋代とかみんな違うので。

長谷川 孝 それは入居だけ、入居するだけの話だろう。保険料とかかかる、例えば介護度3とか何とかの人には、それにまた介護保険のあれがかかるわけだから、そうするとやっぱり十二、三万ぐらいになるのではないか。6万円ぐらいの人という施設というのは、私初めて聞いたのだけれども。

介護高齢課長 この6万3,000円から10万5,000円と私申し上げたのは、居住費と食費と光熱費のみである。そのほか1割介護保険給付の分、当然高額に該当すればある一定の金額ということになるわけであるけれども、それで今回の支援については新しい総合事業に村上市がいち早く取り組むということで、それで早目にこの制度を活用できるということであって、これまでもこういった支援をやりたかったのだけれども、財源的に難しかったということであって、今後状況を見ながら検討する必要があるのかなというふうには思うけれども、ただこの制度を今回提案させてもらって、県内では上越市さん、あとは村上市というか、ごく少ないところでやっているということであるので、その辺理解をお願いしたいということである。

長谷川 孝 確かにこの制度は、今初めて聞いたのだけれども、やっているところはほとんどないということで、非常に画期的なことだと思うので、ありがたいことだと思う。やっっていく段階で、もう少し何かできることがあればお願いしたいと思う。それと、最後に在宅介護の強化というような面を考えているようなことがあったら教えてもら

いたいのだけれども。

介護高齢課長 国は、今まで介護予防については、一次、二次予防という取り組みしてきたわけである。それ終わると、うちで閉じこもりになってしまうというか、全国一律のそういった介護予防サービスをやってきたわけだ。それを今度方向転換して、そういった介護予防生活支援に取り組むことによって、地域の高齢者の方が生きがいを見つけたり運動したりして、それでそういった状態にならないように取り組んでいくというようなことで、できる限り住みなれた地域で生活しようということで、そういった取り組みを村上市も先ほど私説明いたしたけれども、拠点となるその集落あるいは地区でも結構であるけれども、拠点のなるところ、通いやすいところにそういうところをつくって、そこで事業を展開していくというようなことでこれから進めていこうということで取り組んでいるので、その辺これから変わるところだと思う。

木村 貞雄 今ほどのロジックのことでちょっと予算書と違うのだけれども、ミニ特養のほうで伺いするけれども、課長、今までだと個室で高額な利用料金使ってきたわけだけれども、地域の皆さん高額な料金だということで、たしか共同部屋を多分に使うようなづくり方しているということ聞いたので、共同部屋だとどのぐらいの利用料金が差額あるのか。もし面倒だったら後でもいいけれども。

介護高齢課長 濟まない。ちょっと今資料・・・多床室であると、段階にもよるけれども、第4段階の方840円に対してユニット型だと1,970円というようなことで、かなり違うわけである。

木村 貞雄 もう一つ、337Pの保険給付費の関係でお聞きするけれども、年々企画ころころ動くのだけれども、この内容についてちょっとお聞きしたいのだけれども、今年度は1億円の増になっているけれども、昨年度はたしかふえていないのだよね、予算的には。そういった流れのことを聞きたいのだけれども。

介護高齢課長 今回70億計上したと、1億9,500万上がったという、その内容であるか。

木村 貞雄 はい。

介護高齢課長 昨年4月に報酬改定あったわけである。平均的に2.27引き下げられた。私ども予算計上したときに、去年、平成27年度予算計上したときは一律的に2.27を減額したような形、伸びる分そこに加味して、そういうふうな予算組みをしたわけである。ただ、今年度については報酬改定ないので、これまでの伸びをそのまま用いたというか、そういうことである。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

川村 敏晴 一、二点お聞かせいただくが、包括的な継続的ケアマネジメント事業ということになるのかもしれないけれども、利用者及び施設の方から聞く話なのだが、観光葬祭等で家族、居宅介護をしている方が家族の冠婚葬祭等で施設に宿泊を希望される場合、

要は小規模多機能の場合、自分たちがメンバーというか、会員になっていないところに、会員以外のところに宿泊すると、行政側から指導されて、いけないのだよというふうなことで、空きがあるのに宿泊できないとかという、そういう話をたまに聞くのだが、その辺についての現状と行政としての把握をして、どういうふうな指導をしているかというような点についてちょっと聞かせていただきたい。

介護高齢課長 小規模多機能の利用については、登録制になっているので、その部分を変えるという事は制度上の話であるので、難しいのだろうなというふうに思う。ただ、ショートステイの利用も可能であるので、小規模多機能だけにこだわらなくても、そういったショートもやっている施設もあるので、そこも利用可能なのではないかなというふうに思う。

川村 敏晴 例えばそれを登録されていないところがあきがあって、自分たちが緊急にあす、あさって今晚から泊めなければいけないというようなときに、そういうことを役所のほうにどっかいいところないかというふうに連絡をすれば、そういうところあっせんしてくれるというか、紹介してくれるような体制になっているものなのだろうか。

介護高齢課長 当然ケアマネジャーさんがついておられる方であれば、この村上市内にどういった施設があるかということは理解されているわけであるし、直接ケアマネさんを通して連絡をとれるような体制になっているというふうに考えている。

片野 鉄雄 簡単に。352Pの先ほどご説明で、認知症総合支援事業経費の中でステッカーという話あったけれども、これステッカーどんなふうにするのか。例えば名札みたいに貼るのか、車みたいに張っつけるのではないと思うけれども、その辺どうか。

介護高齢課長 このステッカーについては、もうほかの市町村でもやられているところあって、私も考えているのは靴のかかとにシールを張る、名前、そういったことを考えた。

片野 鉄雄 もう一点お願いします。337Pの先ほど申した保険給付費だけれども、2.9%増だというお話であるが、介護者がふえるからそうなるのだろうけれども、見通しとしてこの先例えば5年とか毎年ふえていく傾向なのか、もしどんなふうな見通しになるか、わかったら教えてもらいたいと思う。

介護高齢課長 認定者数がふえているので、給付費はふえるのだろうというふうに考えている。ただ、今回の予算額については、この第6期の計画の範囲内であるので、そんなに上がっていないのだよということである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第9号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（本間清人君）閉会を宣する。

（午前11時19分）